



「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援活動配分事業(第4期)」 配分申請要項

社会福祉法人神奈川県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルスの感染拡大を受けてとられた臨時休校措置や緊急事態宣言は、5月25日をもって解除されましたが、引き続き社会に甚大な影響を及ぼしています。今回の事態を受け、ひとり親家庭や困りごとを抱える家庭の子どもやその保護者の支援活動の緊急性・必要性が高まり、さまざまな支援活動が行われています。今後、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっております。

つきましては、この社会状況を鑑みて、困りごとを抱える家庭の子どもとその家族や社会的に支援を必要とする方々を支える活動を資金面で応援するため、神奈川県共同募金会では、緊急配分事業を実施します。

2 実施主体

神奈川県共同募金会

3 協 力

神奈川県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

4 配分対象団体

こども食堂、学習支援等、地域において子どもや保護者に対する支援活動を臨時休校以前から実施している民間非営利団体で、法人格の有無は問いません。

※営利企業、団体は対象外です。

5 配分対象事業

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校や、緊急事態宣言を受けて、孤立することが憂慮される子どもや保護者および社会的に支援を必要とする方々を支える活動。

⇒令和2年3月2日(月)以降の臨時休校期間および緊急事態宣言後に実施された活動および、継続実施中のもの。

※3月2日以降の活動であれば、申請時より前に行った活動も対象とします。

※臨時休校や緊急事態宣言にかかる緊急支援活動として、困りごとを抱える家庭の子どもたちとその家族を支援することを目的として実施している活動で、その目的に対しての活動の効果や緊急性があること、その活動に伴う経費の必要性が認められるもの。(団体の通常活動は対象となりません)

6 配分対象となる事業の実施期間

令和2年3月～令和2年10月末

7 対象経費

今回、配分対象となる事業を実施するために必要な、下記①～⑤の費用を対象とします。

- ①食材や弁当容器等の消耗品を購入した費用 ②参加したボランティアの交通費(実費)
- ③活動に使用した会場の賃借料 ④食品やお弁当等の配送経費
- ⑤ボランティア行事用保険料 など

※会場の賃借料については、貴団体および貴団体関係者が所有する会場を使用した場合は対象外とします。

8 対象とならない経費

- ・講師やボランティアへの謝金、人件費
- ・平常時の活動に使用することを主たる目的とする機器の購入費
- ・ボランティア活動保険料 ・単発のイベント等優先度が低いと判断される活動に係る費用
- ・補助金などの公的費用や他の配分金が充当される費用 ・配分対象期間外に支出した費用
- ・団体の通常活動に関わる費用(運営費) など

9 配分額 1 団体 10 万円以内

10 申請方法および配分決定等

- ・別紙申請書に必要事項を記入の上、下記提出先まで郵送で送付してください。
- ・本会配分委員会で決定します。
- ・配分の可否については、結果通知を郵送いたします。
- ・配分金は、事業終了後の精算払いとなります。事業終了後 1 か月以内に所定の活動・精算報告書および領収書のコピーを提出ください。
- ・活動について虚偽の報告等があった場合は、配分決定を取り消すことがあります。

11 申請期間

令和 2 年 8 月 3 日(月)～令和 2 年 9 月 28 日(月)

12 決定時期

令和 2 年 9 月末

【申請書提出・問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0844

神奈川県横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館

TEL 045-312-6339

Email info@akaihane-kanagawa.or.jp